

断りきれずにした契約 — 展示会販売 —

2005年11月21日号

「友人から着物の展示会に誘われ、会場のホテルに行ったところ、着物の購入を勧められた。2人の販売員に長時間説得され、契約してしまった。高額なので解約したいが、店が応じてくれない」といった展示会販売のトラブルが増えています。

展示会で販売される商品は着物や宝石、絵画など、一般的に高額な商品が多く、購入には慎重な判断が求められます。しかし、展示会場は店舗と違った独特の雰囲気があり、断っても断っても、次々と別の商品を勧められるため、冷静な判断ができなくなり、その場で契約してしまうことが少なくありません。

2日以上展示会は店舗での契約とみなされるため、クーリングオフの適用はなく、返品や交換については販売店との話し合いになります。

トラブルを避けるためには、「見るだけ」といった安易な気持ちで会場に出向かないことが一番です。しつこく勧誘されても、不要な商品はきっぱり断る強い意思を持ちましょう。